

石川県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金曜日)

号 外

(第 24 号)

目 次

規 則
○石川県体育施設管理規則

(行政経営課) 1

規 則

石川県体育施設管理規則をここに公布する。
平成二十九年三月三十一日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十号

石川県体育施設管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県体育施設条例(昭和二十九年石川県条例第四十六号。以下「条例」という。)に基づく石川県体育施設(以下「施設」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 利用 スポーツのために施設を使用することをいう。
- 二 使用 前号以外に施設を使用することをいう。
- 三 勤労青少年 二十歳未満の勤労者をいう。

(入場の制限、禁止行為等)

第三条 次の各号のいずれかに該当する行為を行う者に対しては施設内への入場を拒否し、又は退場を命ずることができる。ただし、許可を受けた場合はこの限りでない。

- 一 行商その他これに類する商行為
- 二 寄附の募集
- 三 宣伝その他これに類する行為
- 四 広告物の掲示若しくは配布又は看板若しくは立札の類の設置
- 五 他人に迷惑を及ぼし、又は嫌悪の情を催させる行為
- 六 その他施設管理上支障があると認められる行為

(時間の区分等)

第四条 条例別表の午前、午後、夜間、一日、全日及び一泊の区分は、次のとおりとする。

- 一 条例別表第一号の場合
午前 午前八時から正午まで
午後 正午から午後五時まで
一日 午前八時から午後九時まで
- 二 条例別表第二号の場合
午前 午前八時から正午まで
午後 正午から午後五時まで
夜間 午後五時から午後九時まで
全日 午前八時から午後九時まで

三 条例別表第四号の場合

午前 午前六時から正午まで

午後 正午から午後五時まで

夜間 午後五時から午後九時まで

全日 午前六時から午後九時まで

四 条例別表第五号の場合

午前 午前八時三十分から正午まで

午後 正午から午後六時三十分まで

一日 午前八時三十分から午後六時三十分まで

五 条例別表第六号の場合

午前 午前八時三十分から正午まで

午後 正午から午後五時まで

夜間 午後五時から午後九時まで

一日 午前八時三十分から午後五時まで

全日 午前八時三十分から午後九時まで

六 条例別表第七号の場合

午前 午前六時（一月四日から三月三十一日までの間及び十一月一日から十二月二十八日までの間にあつては、午前八時三十分。以下この号において同じ。）から正午まで

午後 正午から日没まで

一日 午前六時から日没まで

七 条例別表第八号の場合

一日 午前九時から午後十時まで

八 一泊 午後五時から翌日の午前八時まで

- 2 条例別表の一時間の計算は、利用時間が一時間未満の場合は、一時間とし、利用時間が一時間を超える場合で利用時間に一時間未満の端数を生じたときは、三十分未満は切り捨て、三十分以上は一時間に切り上げてするものとする。

(休業日等)

第五条 施設の休業日は、次のとおりとする。

- 一 年末休業日 十二月二十九日から十二月三十一日まで
- 二 年始休業日 一月一日から一月三日まで
- 2 前項に規定する休業日のほか、石川県立自転車競技場にあつては、毎月第一火曜日、石川県白山一里野シャンツェにあつては、四月三十日から七月十九日までの間及び九月一日から十一月第一日曜日までの間の毎週木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たる日を除く。）を休業日とする。
- 3 施設の利用時間は、別表のとおりとする。
- 4 指定管理者は、前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用者へのサービスの向上を図るため、利用時間を変更することができる。
- 5 指定管理者は、前三項の規定にかかわらず必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に利用時間を変更し、又は臨時に休業することができる。
- 6 指定管理者は、前二項の規定により、利用時間を変更するとき又は休業するときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(一般開放)

第六条 次に掲げる日は、施設の運営に支障がない限り無料開放とする。

- 一 国民の祝日に関する法律第二条に規定する体育の日
- 二 健康の日（毎月七日）

(指定管理者の指定の申請)

第七条 条例第五条の規定による申請は、指定管理者指定申請書（別記様式第一号）を提出してしなければならない。

- 2 条例第五条の知事が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類

- 一 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 二 別に指定する事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類
- 三 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類
- 四 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用申込手続)

第八条 施設(附属設備等を含む。以下同じ。)を専用利用しようとする者は、あらかじめ石川県体育施設専用利用申込書(使用許可申請書)(別記様式第二号)を指定管理者に提出し許可を受けなければならない。ただし、石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、この限りでない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により専用利用の申込みがあつた場合において、施設の利用に支障がないと認めるときは、速やかに石川県体育施設専用利用(使用)許可書(別記様式第三号)により許可するものとする。
- 3 施設を個人で利用しようとする者及び石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、あらかじめ指定管理者に申し出て利用の許可を受けなければならない。

(専用利用の変更手続)

第九条 前条第一項の規定により施設の専用利用許可を受けた者(第十三条及び第十四条第一項において「利用者」という。)が許可事項を変更しようとするときは、指定管理者に石川県体育施設専用利用変更許可申込書(使用変更許可申請書)(別記様式第四号)を提出しなければならない。

(使用許可手続)

第十条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ石川県体育施設専用利用申込書(使用許可申請書)(別記様式第一号)を指定管理者に提出し、許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により使用許可の申請があつた場合において、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めるときは、速やかに石川県体育施設専用利用(使用)許可書(別記様式第三号)により許可するものとする。

(使用変更手続)

第十一条 前条の規定により施設の使用許可を受けた者(第十三条及び第十四条第一項において「使用者」という。)が許可事項を変更しようとするときは、指定管理者に石川県体育施設専用利用変更許可申込書(使用変更許可申請書)(別記様式第四号)を提出しなければならない。

(勤労青少年等の取扱い)

第十二条 勤労青少年、十八歳未満の者及び高等学校以下の生徒児童は、第八条第三項の規定による個人利用の申出の際、身分証明書等その身分を証明するものを指定管理者に提示しなければならない。

(遵守事項)

第十三条 利用者及び使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可事項及び指定管理者の指示
- 二 入場定員を超えるような入場はさせないこと。
- 三 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- 四 施設の利用又は使用後は、清掃を行い指定管理者に届け出て点検を受けること。
- 五 その他施設管理上の注意事項

(使用料の納入)

第十四条 利用者及び使用者は、利用又は使用の際に条例第十二条第一項の使用料を納入しなければならない。

- 2 第八条第一項の規定による石川県西部緑地公園テニスコートにおける利用当日の専用利用については、前項の規定にかかわらず、専用利用券(別記様式第五号)によるものとする。
- 3 第八条第三項の規定による施設の利用については、第一項の規定にかかわらず、利用券(別記様式第六号)、回数券(別記様式第七号)又は定期券(別記様式第八号)によるものとする。

(使用料の減免)

第十五条 条例第十三条の規定による使用料の減免については、次のとおりとする。

- 一 施設(石川県白山一里野シャングエ及び石川県西部緑地公園陸上競技場(補助競技場に限る。)を除く。)において、公益財団法人石川県体育協会に加盟している競技団体、石川県中学校体育連盟又は石川県高等学校体育連盟が主催する競技会の場合は、使用料を半額とする。
- 二 準備又は整理のために施設を利用し又は使用するときの使用料は、定額の五割以内の額とする。

三 その他特別の理由があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料減免申請手続)

第十六条 前条第三号の規定による使用料の減免を受けようとする者は、石川県体育施設使用料減免申請書(返還請求書)(別記様式第九号)を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の返還)

第十七条 条例第十四条ただし書の規定により、使用料の返還を受けようとする者は、石川県体育施設使用料減免申請書(返還請求書)(別記様式第九号)を指定管理者に提出しなければならない。

(雑則)

第十八条 この規則に定めるもののほか、施設の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表(第五条関係)

施設名	利用時間
石川県卯辰山相撲場	午前八時から午後九時まで
石川県立武道館(分館兼六園弓道場を除く。)	午前八時から午後九時まで(合宿の場合にあつては、午後五時から翌日の午前八時まで)
石川県立武道館(分館兼六園弓道場に限る。)	午前八時から午後九時まで
石川県サッカー・ラグビー競技場	午前八時から日没まで
石川県立野球場	午前六時から午後九時まで
石川県立自転車競技場	午前八時三十分から午後六時三十分まで
石川県白山一里野シャンシェ	午前九時から午後四時まで(六月一日から八月三十一日までの間にあつては、午前八時三十分から午後五時まで)
石川県西部緑地公園陸上競技場	午前八時三十分から午後九時まで
石川県西部緑地公園テニスコート	午前六時(一月四日から三月三十一日までの間及び十一月一日から十二月二十八日までの間にあつては、午前八時三十分)から日没まで
いしかわ総合スポーツセンター	午前九時から午後十時まで

別記様式第1号(第7条関係)

(施設名) 指定管理者指定申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
名称
代表者氏名

㊟

(施設名)の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 (施設名)の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
- 3 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 4 別に指定する事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類
- 5 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 2 号 (第 8 条、第 10 条関係)

石川県体育施設専用利用申込書
(使用許可申請書)

年 月 日

(体育施設名) (指定管理者) 様

住 所
申込者 団体名
(申請者) 氏 名 印
(連絡担当者) 氏 名
電 話

次のとおり許可くださるよう申込み (申請) します。

施 設 名	
場 所 (施設名)	
目 的	(利用又は使用予定人員 名)
日 時	
附 属 設 備	
要 望 事 項	
そ の 他	

備考 申込者 (申請者) 本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 3 号 (第 8 条、第 10 条関係)

石川県体育施設専用利用 (使用) 許可書

年 月 日

様

年 月 日付けで ^{申込み} 申 請 のあつた下記施設の ^{利用} 使用 については、次のとおり許可する。

(体育施設名) (指定管理者) 印

施 設 名	
目 的	
日 時	
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 許可事項を遵守し、指定管理者の指示に従うこと。 2 入場定員を超えるような入場はさせないこと。 3 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。 4 施設の利用又は使用後は、清掃を行い指定管理者に届け出て点検を受けること。 5 利用又は使用事項に変更のある場合は、速やかに届け出ること。
そ の 他	

別記様式第 4 号 (第 9 条、第 11 条関係)

石川県体育施設専用利用変更許可申込書
(使用変更許可申請書)

年 月 日

(体育施設名) (指定管理者) 様

住 所
申込者 団体名
(申請者) 氏 名 印
(連絡担当者) 氏 名
電 話

次のとおり許可事項を変更したいので許可くださるよう申込み (申請) します。

施 設 名	
目 的	(利用又は使用予定人員 名)
日 時	
許 可 年 月 日	
変 更 す る 事 項 及 び そ の 理 由	
要 望 事 項	
そ の 他	

備考 申込者 (申請者) 本人 (法人にあつては、代表者に限る。) が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 5 号 (第 14 条関係)

専 用 利 用 券
(表面)

No. (使用料)	石川県西部緑地公園テニスコート 専用利用券 No. (使用料) お帰りになるまで持っ ていてください。 受付当日のみ有効。 石川県西部緑地公園テニスコート (指定管理者)
------------------	---

(裏面)

(日付印) 1 時間 午 前 午 後 1 日	(日付印) 1 時間 午 前 午 後 1 日
------------------------------------	------------------------------------

- 備考 1 利用券は、100枚つづりとする。
2 券面の使用料の欄には、条例別表に規定する金額を表示する。

別記様式第 6 号 (第14条関係)

利 用 券
(表面)

No.	石川県
(使用料)	(体育施設名) 利用券 No. (使用料) お帰りになるまで持っ ていてください。 受付当日のみ有効。 (体育施設名) (指定管理者)

(裏面)

(日付印)	(日付印)
1 時間	1 時間
午 前	午 前
午 後	午 後
夜 間	夜 間
1 日	1 日

- 備考 1 利用券は、100枚つづりとする。
2 券面の使用料の欄には、条例別表に規定する金額を表示する。

別記様式第 7 号 (第14条関係)

回 数 券
(表紙)

石川県体育施設利用回数券	12回分
(体育施設名)	(種別) (使用料)
利用の際切り取って係員にお渡しください。	
(体育施設名) (指定管理者)	

(回数券)

No.	(体育施設名)	(種別)	No.
	石川県体育施設利用回数券		
	(体育施設名) (指定管理者)		

- 備考 1 回数券は、12枚つづりとする。
2 券面の使用料の欄には、条例別表に規定する金額を表示する。
3 種別は、一般、勤労青少年又は高校生以下に区分して表示する。

別記様式第 8 号 (第 14 条関係)

定 期 券
(表面)

No.	
石川県 (体育施設名) 利用定期券	
(種 別)	
(種 目)	
(期 間)	
年 月 日から	有効
年 月 日まで	
氏 名	
	様 (才) (男・女)
	(体育施設名) (指定管理者)

(裏面)

使用上の注意事項
1 体育施設利用の際は、各施設の受付で係員に必ず見せてください。
2 利用期限が切れたり、不要になったときは必ずお返してください。
3 本人以外の使用は認めません。
4 不正使用のときは没収します。
5 大会等で利用できない場合がありますのでご了承ください。

- 備考 1 種別は、一般、勤労青少年又は高校生以下に区分して表示する。
 2 種目は、練習しようとするスポーツ種目名を表示する。

別記様式第 9 号 (第16条、第17条関係)

石川県体育施設使用料減免申請書
(返還請求書)

年 月 日

(体育施設名) (指定管理者) 様

住 所
申請者 団体名
(請求者) 氏 名 (印)
(連絡担当者) 氏 名
電 話

次のとおり使用料を減免返還して下さるよう申請請求します。

使用施設名	
使用目的	
使用年月日	
減免(返還)を受けようとする理由	
減免(返還)を受けようとする金額	
その他	

備考 申請者(請求者)本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。

